



平成 17 年 6 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社イチヤ
代表者名 代表取締役社長 吉岡公和
(J A S D A Q ・ コード 9 9 6 8)
問合せ先 取締役財務部長 曾我部達雄
電話 0 8 8 - 8 2 3 - 2 6 3 8

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

株主羅民詔氏より提起されていましたが訴訟について、和解が成立いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

平成 16 年 5 月 12 日、当社は臨時株主総会を開催し、新株予約権の発行の件が承認可決されました。これに対して平成 16 年 7 月 1 日、株主羅民詔氏より臨時株主総会決議は法令に違反し、著しく不公平な方法によって新株予約権を発行しようとするものであり、羅民詔氏が不利益を受けるおそれがあるので、差し止めるべきものであるとして、臨時株主総会決議無効として訴訟を提起したものであります。

これに対し、平成 16 年 12 月 24 日付高知地方裁判所より、取締役会開催に瑕疵があり、臨時株主総会決議は無効であるとの第一審判決を受け、当社はこれを不服として高松高等裁判所へ控訴し、引続き係属しておりました。しかし、第 2 回新株予約権については権利行使ができない状態であった為、引受先と協議した結果、引受契約を解除し残数全部を消却いたしました。これにより、当初の訴訟目的であった新株予約権は消滅し、訴訟自体に意味がなくなっておりました。これらのことから、両社代理人の話し合いの結果、下記内容にて和解したものであります。

2. 和解の内容

両社代理人の話し合いの結果、被控訴人（羅民詔氏）は本件訴えを取下げ、控訴人は第 2 回新株予約権のうち、平成 17 年 6 月 16 日までに行使されていない部分について、その行使に基づいて新株を発行しないことを認めることで合意いたしました。また、この訴訟に関連した仮処分事件について、被控訴人（羅民詔氏）が供託した担保の取消に当社は同意し抗告しない旨。控訴人（当社）は、今後は株主の利益のために事業展開することを被控訴人（羅民詔氏）に対して約束する旨。訴訟費用は各自の負担とし、本和解条項に定めるほか何ら債権債務のないことを相互に確認することで和解いたしました。なお、和解に対する和解金等はありません。

3. 今後の見通し

本和解について、業績に与える影響はありません。今後は業績の回復を早期に目指していくことで、株主及び投資家の皆様のご期待に応えてまいる所存であります。

(ご参考) 当期の業績見通し及び前期の業績

①連結業績見通し

(単位：百万円)

	売 上 高	経 常 利 益	当 期 純 利 益
当期業績予想(平成17年7月期)	730	△480	△910
前 期 実 績 (平成16年7月期)	743	△443	△685

②単独業績見通し

(単位：百万円)

	売 上 高	経 常 利 益	当 期 純 利 益
当期業績予想(平成17年7月期)	700	△470	△900
前 期 実 績 (平成16年7月期)	743	△434	△675

以 上